

事 務 連 絡  
平成 30 年 8 月 10 日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中  
各厚生労働大臣認可水道事業者 様  
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 様

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

平成 29 年度重要給水施設管路の耐震化に係る調査結果について

厚生労働省では、「水道施設の耐震化の計画的実施について（平成 20 年 4 月 8 日 健水発第 0408002 号）」において、既存の水道施設の耐震化に関し、「災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。」としており、「新水道ビジョン（平成 25 年 3 月）」及び「水道の耐震化計画等策定指針（平成 27 年 6 月）」においても、重要給水施設管路の耐震化を優先して推進することを掲げています。また、水道事業者が重要給水施設管路の効果的・効率的な耐震化計画を容易に策定できることを目的として「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（平成 29 年 5 月）」を策定したところです。

これらに関し、全国の水道事業者、水道用水供給事業者並びに都道府県水道行政担当部（局）のご協力を得て、今般、「重要給水施設の設定及び当該施設に至る管路の耐震化に関する調査」結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

なお、本調査については、今後も継続して実施する予定ですので、重要給水施設及び重要給水施設管路の設定ができていない事業者におきましては、早急に設定いただきますようよろしくお願いいたします。

記

調査期間：平成 29 年 8 月 29 日～平成 30 年 5 月 9 日

調査結果：別添のとおり

調査対象事業者：1,447 事業者

（大臣認可水道事業者：403 者、知事認可水道事業者：952 者、水道用水供給事業者：92 者）

回答事業者：1,444 事業者（重要給水施設を未指定と回答した事業者を含む）

（大臣認可水道事業者：402 者、知事認可水道事業者：951 者、水道用水供給事業者：91 者）

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局

水道課 木内、増田

TEL：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidoujutsu@mhlw.go.jp

平成 29 年度重要給水施設管路の耐震化に係る調査結果について  
(平成 28 年度末時点)

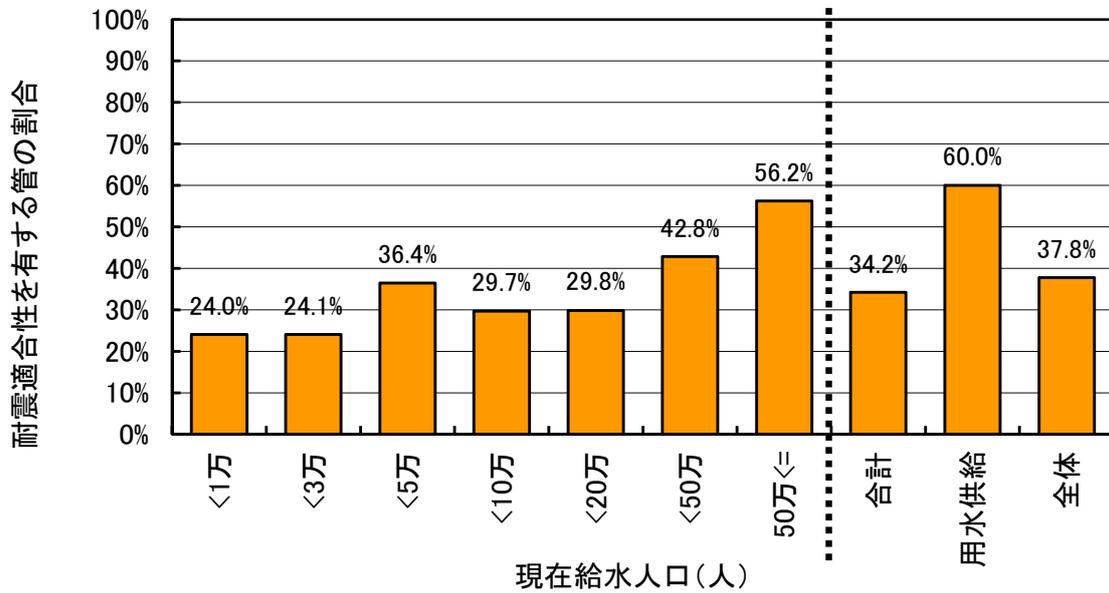


図-1 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・導水管)

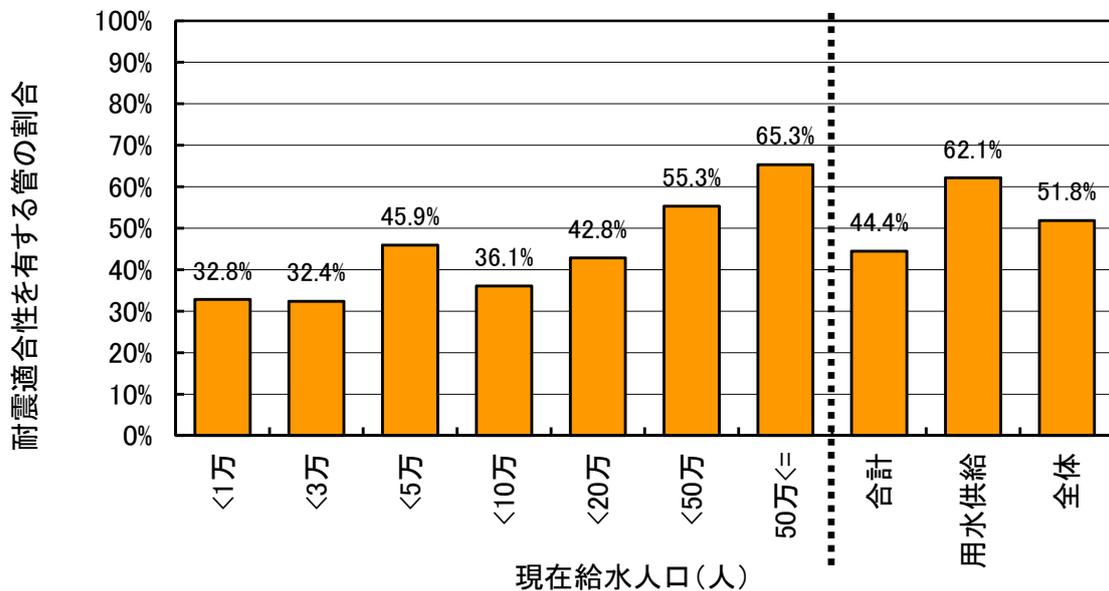


図-2 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・送水管)

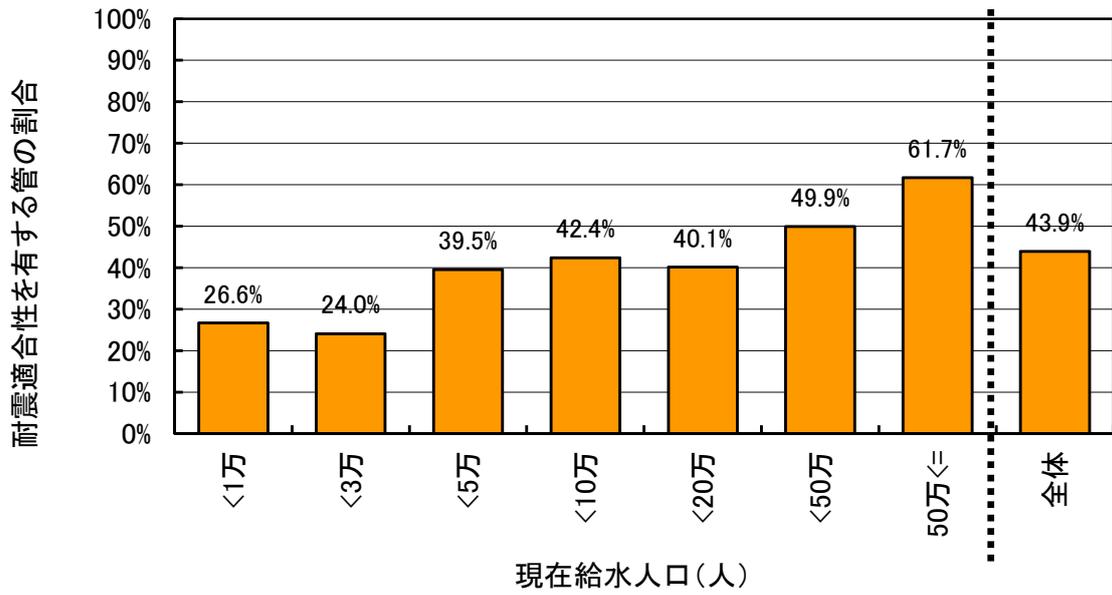


図-3 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・配水本管)

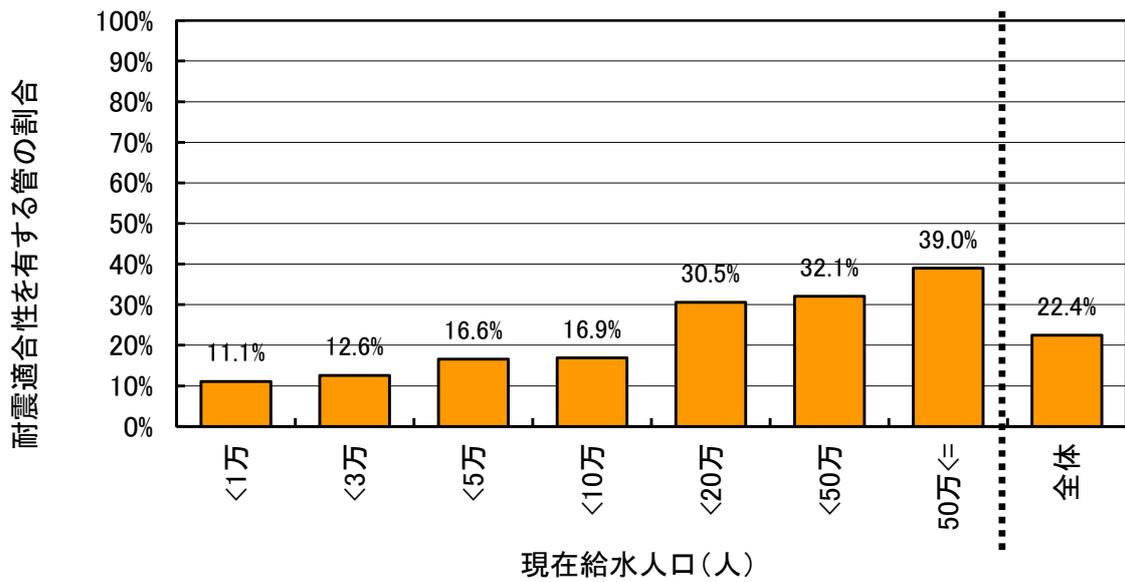


図-4 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・配水支管)

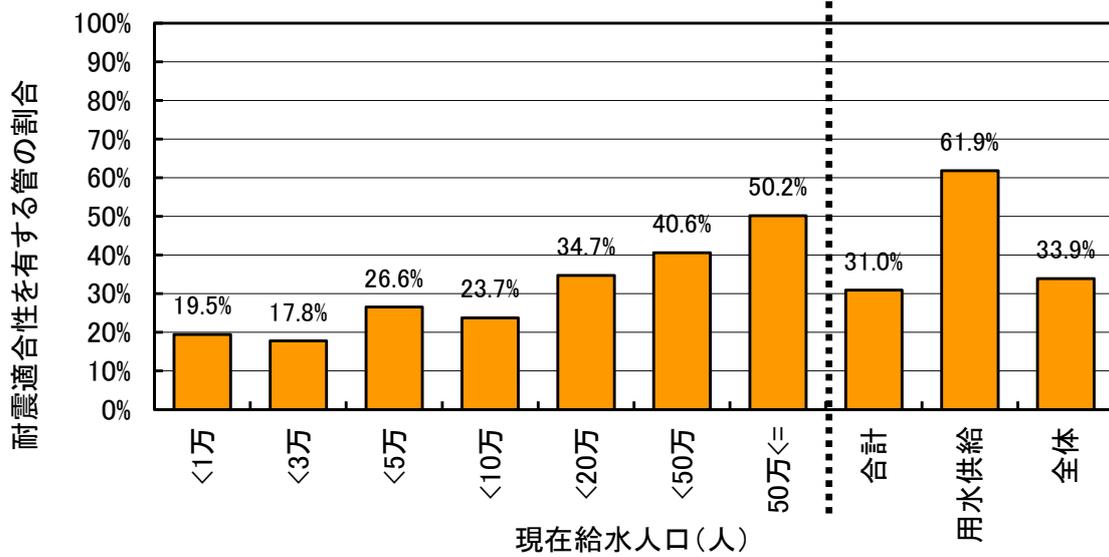
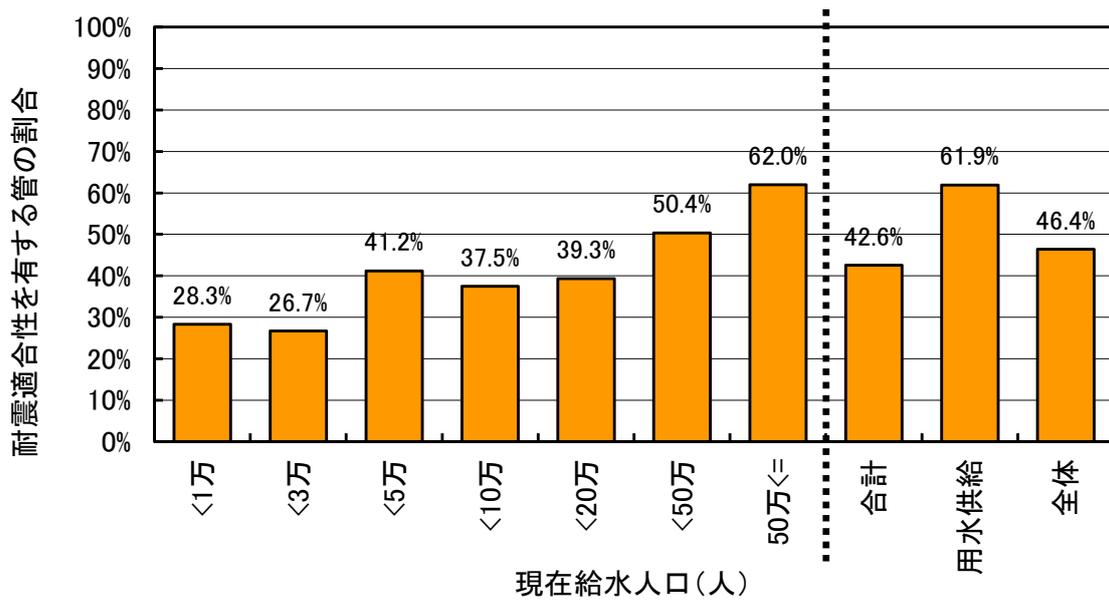
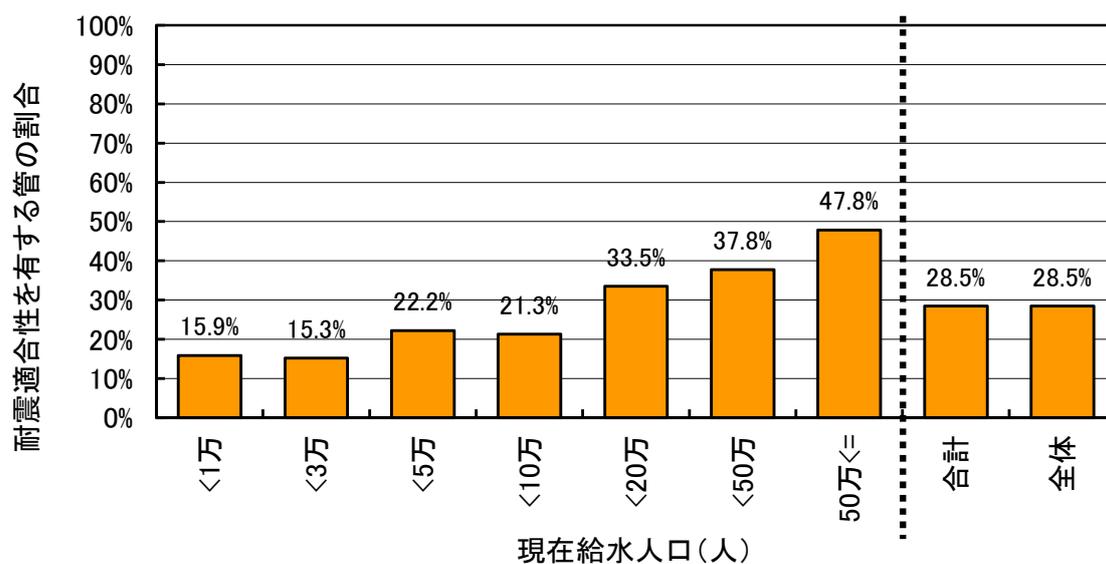


図-5 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・管路全体合計)



※ 基幹管路＝導水管＋送水管＋配水本管

図-6 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・基幹管路合計)



※ 配水管路=配水本管+配水支管

図-7 耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・配水管路合計)

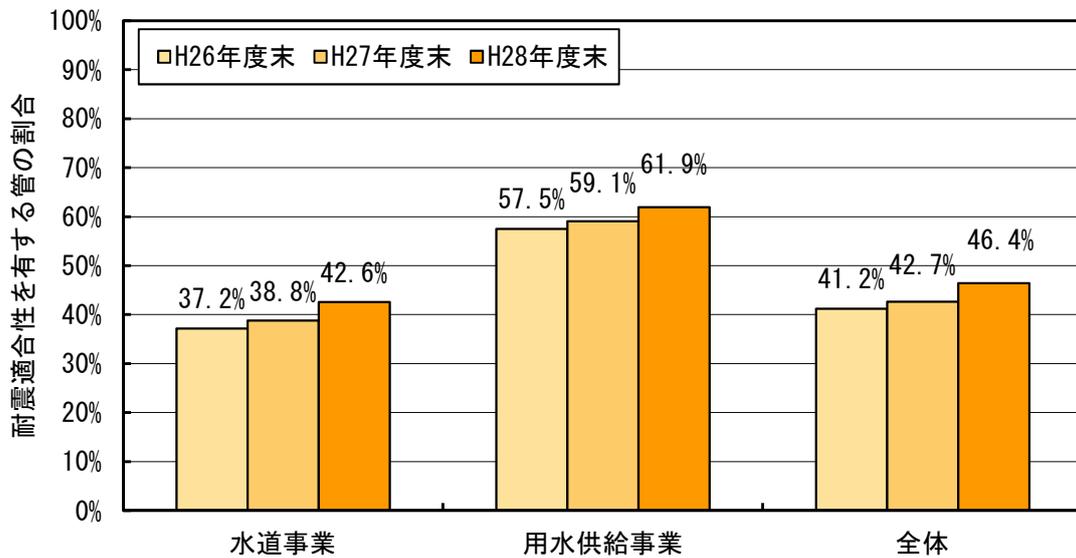
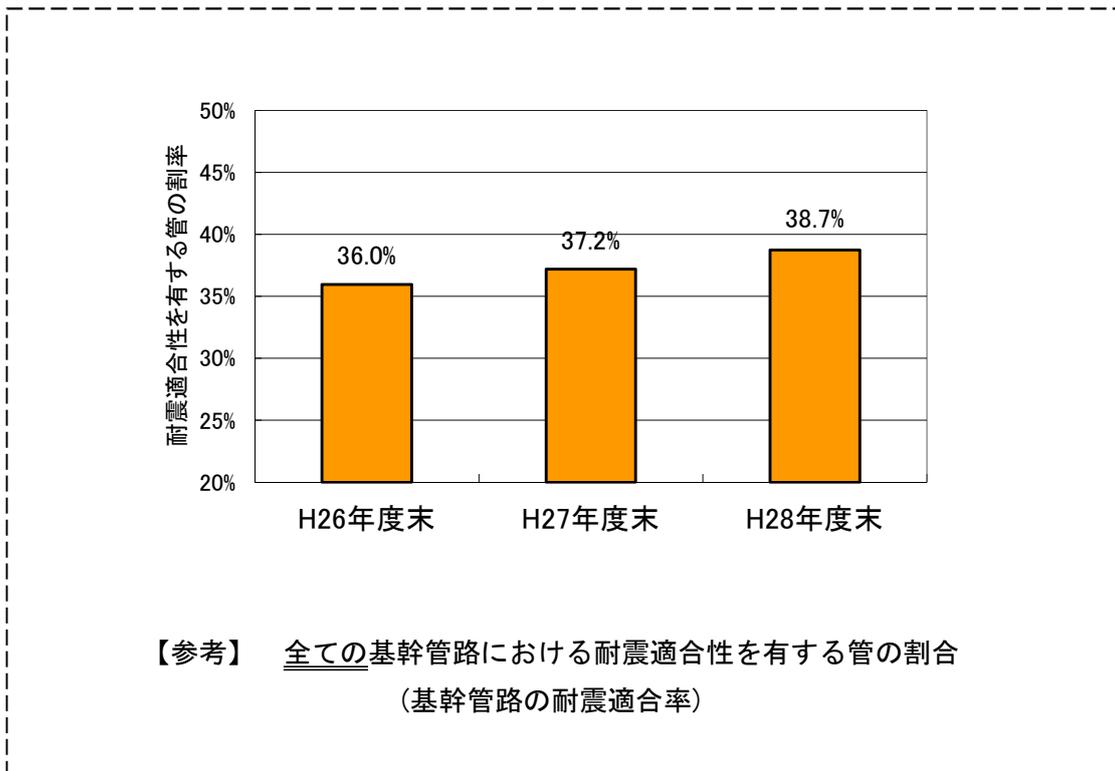


図-8 耐震適合性を有する重要給水施設管路・基幹管路の割合の変遷



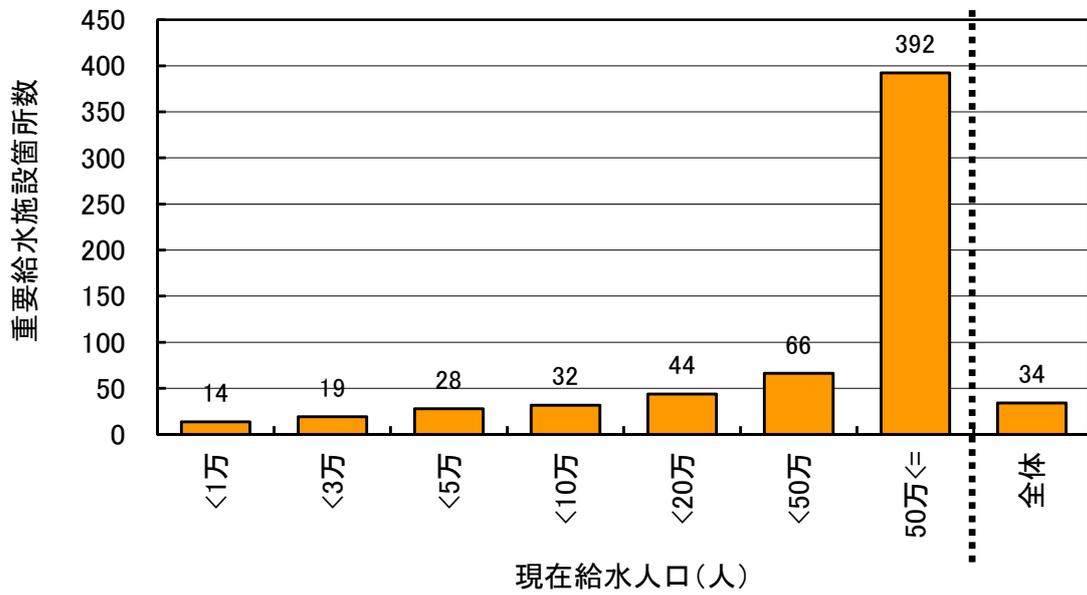


図-9 1事業者あたりの重要給水施設箇所数

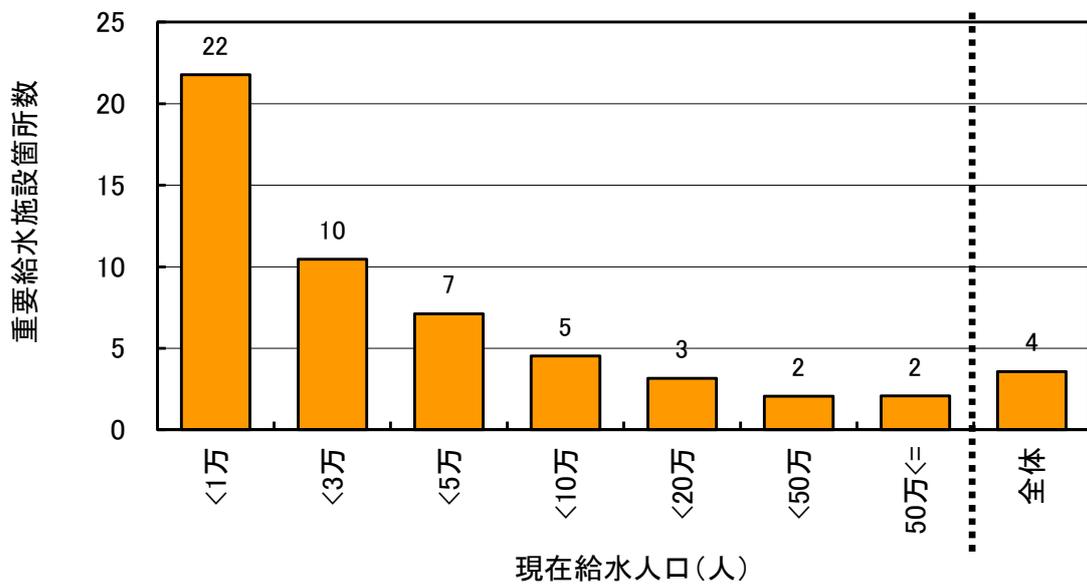


図-10 給水人口1万人あたりの重要給水施設箇所数

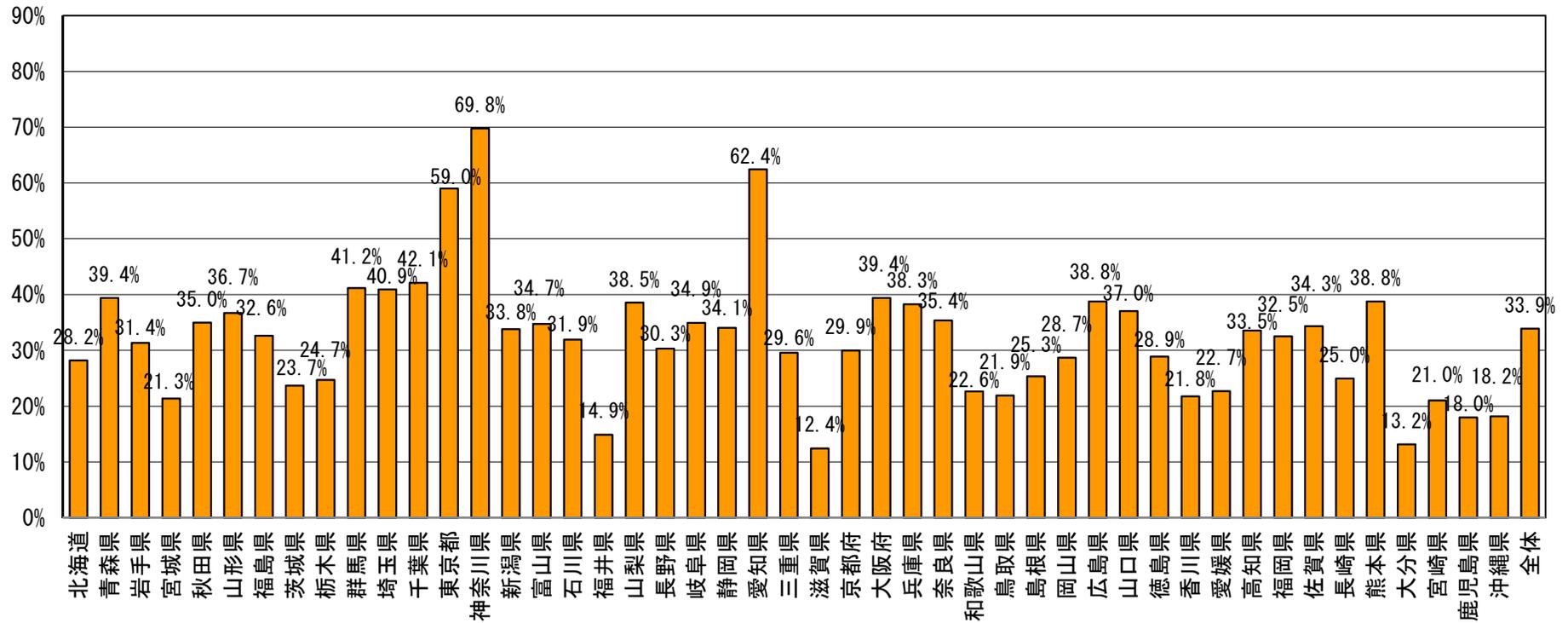


図-11 都道府県別汚濁適合性を有する市の割合(下水道施設整備・管路全体合計)

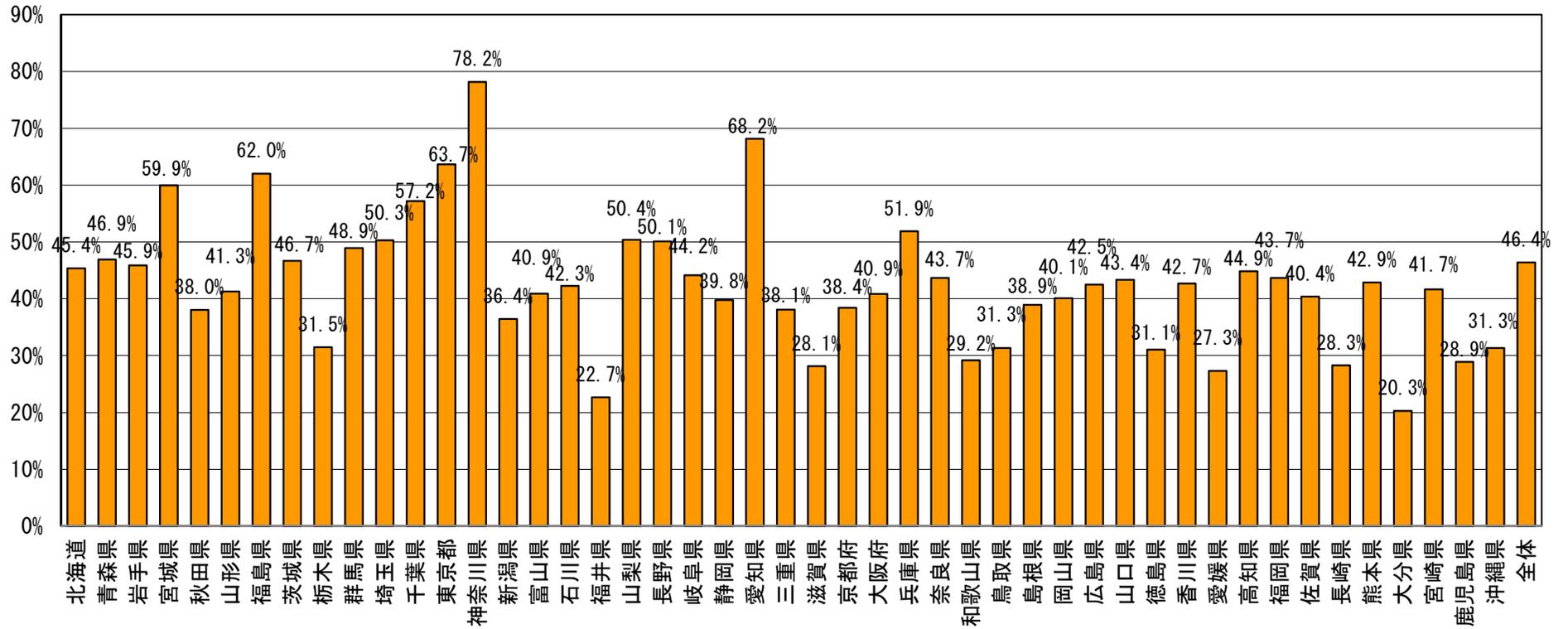


図-12 都道府県別耐震適合性を有する管の割合(重要給水施設管路・基幹管路合計)

## ＜参考＞

### 平成29年度における重要給水施設の設定及び当該施設に至る管路の耐震化に関する調査項目について

#### ■調査項目（1）

調査内容	重要給水施設を位置づけている計画及び施設分類
回 答	計画名 及び 施設分類名
説明： 貴水道事業の給水先の中から、当該地方公共団体の地域防災計画等を踏まえ、災害拠点病院等の給水優先度が特に高い施設を重要給水施設として設定する。本項目では、重要給水施設を位置づけている計画名及び対象施設の分類名を記載する。 施設分類は災害拠点病院、広域避難所、入所型社会福祉施設などの種別を記載する。重要給水施設が未設定の事業者はその理由を記載する。 また、重要給水施設に至るルート上にある配水支管については、そのルートの選定理由を選択肢から選ぶ。該当する理由が無い場合は「その他」を選択し、記入欄に直接記載する。 なお、水道用水供給事業のみを実施している事業者は回答不要。  目的： 重要給水施設を位置づけている計画の有無及び対象施設の分類を把握する。	

#### ■調査項目（2）

調査内容	重要給水施設の箇所数
回 答	箇所（施設数）
説明： 調査項目（1）で位置づけている重要給水施設の箇所数を記載する。 なお、水道用水供給事業のみを実施している事業者は回答不要。  目的： 重要給水施設は、災害拠点病院等では医療用水、広域避難所では避難者の飲用水や生活用水を確実に確保できるよう、当該施設に対する供給ルートを耐震化し、安定的な給水を確保する必要がある施設数を把握する。	

■調査項目（3）

調査内容	管路が耐震適合性を有する重要給水施設の箇所数
回 答	箇所（施設数）
<p>説明：</p> <p>重要給水施設管路が耐震適合性を有していれば、「管路が耐震適合性を有する重要給水施設」として、その箇所数を算出する。重要給水施設管路として、下記2つのルート条件において耐震適合性を有する重要給水施設の箇所数をそれぞれ算出する。</p> <p>ケースA：配水池から重要給水施設までが耐震適合性を有する場合。</p> <p>ケースB：導水管・送水管も含め、重要給水施設までの管路全線が耐震適合性を有する場合。</p> <p>ただし、複数のルートにより給水可能である場合は、最も耐震適合性の高いルートをもって、耐震適合性の有無を判定する。</p> <p>ケースBにおいて、水道用水供給事業から受水している水道事業者は、受水地点より上流にある導水管、送水管の耐震適合性について水道用水供給事業者を確認した上で回答する。</p> <p>なお、水道用水供給事業者は、水道事業者から上記の確認を受けた際はご協力ください。また、水道用水供給事業のみを実施している事業者は回答不要。</p> <p>目的：耐震化の状況を図る指標として、重要給水施設のうち、供給する管路が耐震適合性を有している施設が全体の何%あるかを算出する。</p> <p>《調査項目（3）／調査項目（2）＝管路が耐震適合性を有する重要給水施設率（%）》</p>	

調査項目（4）

調査内容	重要給水施設管路の延長
回 答	m
<p>説明：</p> <p>重要給水施設管路（導水管・送水管・配水本管・配水支管ごと）の延長を算出する。</p> <p>水道用水供給事業者においては、供給先の事業者が受水地点以降の流出管を重要給水施設管路として選定していることを確認し、受水地点に至るまでの導水管・送水管の延長を計上する。一方、水道用水供給事業から受水している事業者は、水道用水供給事業者の管路延長までは含めない。</p> <p>目的：</p> <p>重要給水施設管路として、優先的な耐震化が必要な管路延長を把握する。</p>	

■調査項目（5）

調査内容	重要給水施設耐震管路の延長 (重要給水施設管路における、耐震管の延長)
回 答	m
<p>説明：</p> <p>調査項目（4）の重要給水施設管路の延長の中から、耐震管の延長を抽出する。 水道用水供給事業者においても同様に、前項（4）で選定した耐震管の延長を抽出する。</p> <p>目的：</p> <p>重要給水施設管路のうち、耐震管の割合を算出する。 《調査項目（5）／調査項目（4）＝重要給水施設管路の耐震管率（％）》</p>	

■調査項目（6）

調査内容	重要給水施設耐震適合管路の延長 (重要給水施設管路における、耐震適合管の延長)
回 答	m
<p>説明：</p> <p>調査項目（4）の重要給水施設管路の延長の中から、耐震適合管の延長を抽出する。 なお、耐震適合管は、前項（5）を含む延長とする。</p> <p>目的：</p> <p>重要給水施設管路のうち、耐震適合管の割合を算出する。 《調査項目（6）／調査項目（4）＝重要給水施設管路の耐震適合率（％）》</p>	